

岩手県告示第647号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 八幡平市及び岩手郡滝沢村
- 2 基本測量を実施する期間 平成23年11月1日から平成24年3月23日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）